

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
計画全体					
1	計画全体	計画名を「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」とする。※計画中の文には配偶者に等を付ける。	-	1	【反映困難】 本計画は、配偶者暴力防止法に基づき策定しています。計画名についても法律に沿った名称としています。
2		第3次基本計画では「施策の方向」だけが記載され、具体的な取組や具体的施策が示されていない。なぜ、「取組」の記載がなくなったのか知りたい。	-	1	【その他】 本計画は5カ年の計画であることから、今後5年間の施策の方向を定め、総合的・計画的に各種の施策・取組を展開することとし、現行の記載としました。
3		以前より、被害者保護や被害者支援の自治体間格差が指摘されている。山梨県は予算的にも決してDVの先進県とは言えない。その上、方向付けだけで、計画の実現への意気込みがあまり感じられない。被害者の立場に立った先駆的な試み、施策の実行を要望する。	-	1	【その他】 ご意見の視点を施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。
4		障害の「害」はひらがなの「がい」にしてほしい。	-	1	【反映困難】 37県が「害」を使用しており、国の「障害」の表記に関する作業チームにおいてもどのような表記にするか結論がでておらず、法律の表記も「害」を使用していることから、今後の動向を考慮し検討していきます。
第1章 基本計画の策定にあたって					
2 計画の性格及び役割					
5	2 計画の性格及び役割	関係団体は幅が広いので、「民間の支援団体」と具体的に明示する。あるいは「関係団体」が民間団体以外も指すのであれば併用する。 以下、関係団体と記載されているところは同様に変更或いは追加する。	P2	1	【記述済み】 ご指摘のとおり、民間団体も含め「関係団体」として記載しています。
6		「…期待するものです。」という文言は計画に対して他人事のようなものである。「市町村や関係機関、民間の支援団体などにおいても、計画の趣旨に沿って、相互に連携し、積極的な取組を行う。」とする。	P2	1	【反映困難】 本計画は、県の施策の方向を示した計画であるため、市町村、関係機関、民間団体などの関係団体へは「期待する」という表現を用いています。
配偶者からの暴力の定義					
7	配偶者からの暴力の定義	配偶者からの暴力の定義の中に誰が見てもDVだとイメージできるように、記載以外にも具体例を追加する。「生活費を渡さない」などの経済的暴力も入れてほしい。	P2	2	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、性的暴力のあとに「生活費を渡さない」などの経済的暴力」と記載しました。 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力も含め、記載内容以外にも具体例はありますが、これらについては啓発資料等に掲載し、広く普及啓発を図ることとします。
第3章 基本理念と目標					
1 基本理念(目指す方向)					
8	1 基本理念(目指す方向)	第2次計画の「計画の性格」のトップには、「国及び地方公共団体は配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有しています。」との文言が入っていたが、第3次計画では削除されているので、「基本理念」のトップに追加する。	P10	1	【記述済み】 ご指摘の内容については、基本的視点の(5)地方公共団体の責務であるという視点に記載がされています。
2 基本的視点(基本的な考え方)					
9	(1)重大な人権侵害であるという視点	重大な人権侵害であるという視点の中にDVの本質についての啓発 支配と被支配の関係である事を入れてほしい。	P10	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「配偶者からの暴力は…力による支配であり、人権を著しく侵害する重大な社会的問題です。」と修正しました。
10	(2)被害者の意思を尊重する視点	個々の事情や暴力による精神健康被害等の状況などを勘案するとともに…としてどうか。	P10	1	【記述済み】 配偶者からの暴力による被害者には、ご指摘の点も踏まえ、さまざまなケースが想定されることから、「個々の事情を勘案する」と記載しています。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
11	(3)子ども、親族等の安全確保にも配慮するという視点	「(3)被害者は、国籍、年齢、障がいの有無にかかわらず、同じ水準の支援を受ける権利を持つという視点」を追加する。	P11	1	【記述済み】 基本的視点の(2)被害者の意思を尊重する視点に「国籍、年齢、障害の有無にかかわらず人権が尊重されなければならない」と記載しています。
12		子ども自身が親からの暴力の対象となり被害者となっている場合もあります。としてはどうか。	P11	1	【反映困難】 配偶者からの暴力の被害者は法律上「配偶者から暴力を受けた者」と定められていますので、ここでは「被害者」という文言は使用しません。
13	(4)県民の理解を深める視点	県民の理解を深める視点に配偶者からの暴力は…身近にある重大な人権侵害で、DV殺人、ストーカー殺人に結びつくものであるという認識	P11	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「配偶者からの暴力は、被害者の生命や身体に重大な危害を及ぼす可能性が高く、身近にある重大な人権侵害…」と修正しました。
14	(5)地方公共団体の責務であるという視点	すべての市町村で基本計画の策定及び目標を目指すことを明記	P11	1	【記述済み】 基本目標V、重点目標15の中で、市町村の基本計画策定に向け、働きかけや情報提供等を行うこととしています。 数値目標は現状を踏まえ9市町村としていますが、多くの市町村で計画の策定が行われるよう施策に取り組んでいきます。
15		県の男女共同参画推進センターの機能を強化し、市町村との連携を密にし、相談・保護・転宅・生活再建まで切れ目のない支援を行う。	P11	1	【記述済み】 男女共同参画推進センターにおいては、施策の中で市町村等関係機関と連携しながら相談、自立支援に向けた取組を行っていくこととしています。
3 基本目標等					
16	3 基本目標等	マタニティ期にDV被害者の4分の1が集中しています。従って、被害者の中に文中で妊産婦を追記してほしい。	P12	1	【記述済み】 妊産婦についても「被害者」に含みます。
17	基本目標Ⅰ 配偶者からの暴力を許さない社会づくり	基本目標Ⅰ「配偶者等からの暴力を許さない社会づくり」とし、文章を「 <u>配偶者等からの暴力は犯罪となりうる行為を含む重大な人権侵害であることの認識を広く社会に徹底するとともに配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現に向け、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の視点にたった人権尊重と暴力を許さないという意識啓発を継続的に行っていきます。また…</u> としてはいかがか。	P12	1	【記述済み】 第3章の3基本目標等では、概要を記載し、第4章計画の内容の中でご指摘の点も含め、詳細を記載することとしています。
18	基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実	基本目標Ⅱ <u>通報対応・早期発見・相談・保護体制の充実</u> <u>被害者支援において被害者の安全確保への対応が最優先とされています。地域・関係機関等からの通報対応と早期発見の体制の充実、また被害者が迷わず…</u> としてはどうか。	P12	1	【記述済み】 被害の早期発見、通報対応については、重点目標2「配偶者からの暴力被害発見への取組の充実」として、基本目標Ⅰに位置づけています。
19	基本目標Ⅲ 自立支援の充実	基本目標Ⅲ <u>自立支援等の切れ目のない支援の充実</u> <u>…生活を送るためには、暴力による精神健康被害等の回復のための専門的な支援、住宅の確保や就業、子どもの就学等に関する切れ目のない支援が必要です。このためワンストップサービスを推進し、同行支援に基づく連携を図り…</u> としてはどうか。	P12	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6「一時保護体制の充実」の中で、心身回復の支援として、被害者への医学的・心理学的な支援を行うこととしています。 切れ目のない支援についても、重点目標8「現状と課題」の中で記載をしています。
20	基本目標Ⅳ 職務関係者による適切な配慮	基本目標Ⅳ <u>職務関係者の相談・支援力の強化</u> <u>…啓発、実務研修等により、…理解を深め、被害者への二次被害を防止し、相談の資質及び総合支援力の向上を図ります。</u> としてはどうか。	P12	1	【記述済み】 ご指摘いただきました二次被害の防止及び相談・支援力の強化も含め、基本目標Ⅳでは職務関係者の被害者への配慮、資質向上として記載しています。
21	基本目標Ⅴ 施策推進のための連携体制の強化	配偶者からの暴力による被害は多岐に亘り、複雑で多様な問題を抱えている。一つの機関…、暴力の防止・通報・相談…としてはどうか。	P12	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「配偶者からの暴力は複雑で多岐にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難です。このため、暴力の防止・通報・相談…」と修正しました。
22		基本目標Ⅵ <u>民間支援団体の育成</u> <u>被害者の支援は多岐にわたるため、行政機関では捉えられない部分が多い。行政の補完ではなく、民間の担う役割が大きい。</u>	P12	1	【記述済み】 民間団体等との連携と協働を基本目標V、重点目標16に位置づけ、施策を行うこととしています。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
4 第3次基本計画における強化項目(課題への対応)					
23	4 第3次基本計画における強化項目(課題への対応)	(3)一時保護における支援の充実 …児童相談所等関係機関や県内外の民間シェルター等と連携し…	P13	1	【記述済み】 「児童相談所等関係機関」の中に含まれます。
24		(4)市町村への支援の推進 地域…、基本計画策定や相談支援センター設置や婦人相談員の配置等に向けた働きかけを…としてはどうか。	P13	1	【記述済み】 「相談支援センターの設置」の中に、婦人相談員等相談業務に従事する職員を含みます。
5 第3次基本計画の重点目標					
25	5 第3次基本計画の重点目標	市町村への経済的支援も入れてほしい。P26、P44も同様	P14	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
6 第3次基本計画の体系					
26	6 第3次基本計画の体系	施策の方向Ⅲ8被害者の総合支援の施策の方向として被害者の心身回復への支援の実施を追加してはどうか。	P15	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6「一時保護体制の充実」の中で、心身回復の支援として、被害者への医学的・心理学的な支援を行うこととしています。
27		施策の方向Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのいずれかに県・市町村のワンストップサービスの推進及び市町村における支援体制の強化に婦人相談員の配置を加えてはどうか。	P15	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
第4章 計画の内容					
基本目標Ⅰ 配偶者からの暴力を許さない社会づくり					
重点目標1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施					
28	◆施策の方向 ○配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進	啓発パンフレットには点字版及び外国語によるパンフレット等を作成し、活用します。を加えてはどうか。	P16	1	【実施段階検討】 ご意見の趣旨も踏まえながら、外国人、障害のある方への適切な情報提供に努めます。
29		紙媒体よりも身近な口コミが有効なので、予防啓発推進員等の人材の養成が必要ではないか。	P17	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
30		市町村の「男女共同参画推進員」と連携してきめ細かく広報する。	P17	1	【記述済み】 市町村の男女共同参画推進員についても「地域組織・団体等」の中に含まれます。施策の実施にあたっては、市町村に推進員の活用を含め、協力を働きかけます。
重点目標2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実					
31	◆施策の方向 ○早期発見に向けた体制づくり	早期発見、あるいは相談に導くための「相談支援員」あるいは相談の内容を的確に整理することができる「ファシリテーター」のような人材育成が必要ではないか。	P18	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
32		「愛育会」とあるが、「愛育会」に対して啓発、情報提供するという意味でしょうか。「愛育会」そのものに対する啓発であれば、積極的に行ってほしい。	P18	1	【記述済み】 愛育会は、地域で住民の方々に声かけ活動を行っている団体です。愛育会を対象に研修会を行い、正しい知識を習得したうえで広く住民の方々への啓発や情報提供を行うこととしています。
33		地域でマタニティ期にある女性たちや子どもを支援する「助産師」を医療関係者中に追記するとともに、医療関係者の対応に「助産師会」を追記してほしい。	P19	1	【記述済み】 「医療関係者等」の中に含まれます。
34		「地域・住民に身近な機関による見守り」は市町村をはじめ…児童委員、男女共同参画推進員等…としてはどうか。	P19	1	【記述済み】 市町村の男女共同参画推進員についても「等」の中に含まれます。施策の実施にあたっては、市町村に推進員の活用を含め、協力を働きかけます。
35		配偶者から…研修会での働きかけや市町村、保健所…児童委員等との「要保護児童対策協議会」等を通じた支援ネットワーク及び施策の活用を通じた連携強化に努めます。【県民生活・男女参画課・児童家庭課・健康増進課】としてはどうか。	P19	1	【記述済み】 「関係機関連絡協議会や研修会等」にさまざまな支援ネットワークを含みます。また、「働きかけ」や「施策の活用を通じた」に限定せず、包括的な連携について記載しています。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
36	◆施策の方向 ○通報への適切な対応	夫婦げんかや男女間トラブルは削除し、配偶者等からの暴力等の「 <u>人身安全関連事案</u> 」に関する通報・・・としてはどうか。 また、配偶者暴力防止法をはじめとした関係法令に基づき、「暴力の制止」・・・「被害発生防止」「事件化」・・・講じます。としてはどうか。	P20	1	【修正加筆等意見反映】 意見を反映して夫婦げんかや男女間トラブルを削除し、配偶者からの暴力等に関する通報と修正します。ただし、「人身安全関連事案」は、配偶者暴力事案のほか、行方不明者や障害者虐待等の事案も含んだ総称であることから削除します。また、「事件化」については、意見を反映して加筆します。
重点目標3 未然防止対策としての若年層への教育・啓発					
37	◆現状と課題	現状と課題の「男女平等の理念に基づく教育」の後に「問題解決に暴力を用いないという教育」を入れてほしい。	P21	1	【記述済み】 問題解決に暴力を用いないことも含め、「人権尊重の意識を高める教育」の必要性について記載しています。
38	◆施策の方向 ○暴力の未然防止に向けた理解の促進	若年層に対する啓発の促進が遅れています。保護者への理解の促進と共に達成目標を上げ取り組んでほしい。	P21	1	【記述済み】 同施策の方向に記載のあるとおり、生徒には人権教育を通じて啓発を行い、保護者に対しては、PTAの折に講演会を企画したり、通信や広報を活用して理解を促していきます。
39		若い人たちにはスマホや携帯メールがとても重要になっているので、これから情報を得られるようにする。スマホや携帯からの相談にも対応する体制づくりも必要。	P21	1	【その他】 スマートフォンや携帯電話からも適切な情報が得られるようHP等にパンフレットを掲載するなど引き続き広報していきます。 また、スマートフォンや携帯電話からの電話相談にも対応しています。
40		教職員研修会については、特に養護教諭を対象として、デートDVについて研修や情報提供を行ってほしい。	P22	1	【記述済み】 同施策の方向に記載のある教職員向けの研修会では、養護教諭も対象とします。
41		教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携	P22	1	【記述済み】 基本目標Ⅰ、重点目標2「早期発見に向けた体制づくり」及び基本目標Ⅲ、重点目標11「子どもへの支援の実施」に記載のあるとおり、教職員・SC・SSWの、報告・連絡・相談体制を確立し、情報の共有を図り、連携を強化します。
42		教職員もそうだが、SCやSSCへの研修が必要	P22	1	【記述済み】 基本目標Ⅰ、重点目標3「暴力の未然防止に向けた理解の促進」及び基本目標Ⅲ、重点目標11「子どもが安心して生活できる環境整備」に記載のあるとおり、子どもと日常的に接することが多い教育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、DVの特性、留意事項や配慮すべき事項について周知徹底を図ります。
43	◆施策の方向 ○学校における教育等の実施	学校の授業の中にDV予防カリキュラムを入れる。	P22	1	【記述済み】 基本目標Ⅰ、重点目標3「暴力の未然防止に向けた理解の促進」に記載のあるとおり、全ての教育活動を通じた人権教育及び体験活動等の充実を図ります。
基本目標Ⅱ 相談・保護体制の充実					
重点目標4 安心して相談できる環境の整備					
44	◆施策の方向 ○相談につなげる体制整備	市町村の発行する「広報」に毎号必ず民間団体も含めた相談窓口の電話番号を掲載する。	P23	1	【反映困難】 市町村の広報に毎号必ず掲載することは困難ですが、県としても市町村と連携しながら相談窓口の周知に努めていきます。
45		DV相談カードが適切に届くよう枚数の増加、翻訳版の作成などさらに強化してほしい。	P23	1	【その他】 DV相談カードについては、各機関からの要請に対応できる枚数を用意するとともに、設置場所の工夫等により強化を図っています。翻訳版の作成については、今後の参考とさせていただきます。
46		相談カードには民間支援団体の相談電話も記載し、周知の際には民間支援団体の相談窓口も併せて周知する。	P23	2	【実施段階検討】 DV相談カードについては、民間団体も含めた関係機関等の状況を把握しながら、適切な相談窓口が周知できるよう内容を検討します。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
47	◆施策の方向 ○配偶者暴力相談支援センターの機能強化	「女性相談所は…市町村窓口、民間支援団体等と連携し」と、民間支援団体との連携を追加する。	P24	2	【記述済み】 民間支援団体との連携については、基本目標V、重点目標16に位置づけ、施策を行うこととしています。
48		配偶者暴力相談支援センターにおける各種証明書の発行についての明記がされているか。	P24	1	【その他】 計画の取組としては明記していませんが、各種証明書の発行については、国からの通知等に基づき適切に実施しています。
49		男性だけではなく、性的マイノリティの人たちも相談しやすい工夫をする。 また、偏見をなくすための研修を実施する。	P24	1	【記述済み】 基本目標IV、重点目標12の中で、被害者人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めることとしています。 また、研修会においても被害者の人権や配偶者からの暴力の特性に理解を深めるものとなるよう内容を工夫しながら実施しています。
50		災害時におけるDVの防止、および被害者への支援策などを追加すべきである。 また、災害時も民間支援団体との情報交換、協力体制等の連携は欠かせない。	P24	1	【実施段階検討】 災害時に配偶者からの暴力を防止し、相談につなげるためには、災害前から配偶者からの暴力への理解を深めるとともに、相談窓口等の周知を行うことが必要と考え、現行の記載としています。
51		災害時に向けた体制整備…周知が図れるよう「災害時対応マニュアル」を活用し、市町村に働きかけます。としてはどうか。	P24	1	災害時の支援については、今後協議会や研修等により検討を行っていきます。
52		困難なケース等が増えている現状から、女性相談所による市町村相談や民間支援団体へのスーパーバイズの体制を確立する。	P24	1	【記述済み】 同施策の方向の中で、配偶者暴力相談支援センターは、市町村等からの相談への対応など引き続き広域的・専門的な支援を行うこととしています。
53		多様化するニーズに応えるために24時間、あるいは土日の相談実施の検討は？民間支援団体へ委託している自治体もあるので、検討すべき。	P24	1	【その他】 配偶者暴力相談支援センターである山梨県立男女共同参画推進センターびゅあ総合では、土日も相談を受け付けています。
54		「びゅあ」へも一時保護権限を与えるべき	P24	1	【反映困難】 配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターが行う業務のうち、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなります。
55		圏域における相談体制への支援として、市町村相談員も含め女性相談所による定期的なケース検討会議の開催が必要	P24	1	【記述済み】 基本目標V、重点目標14 実務者会議等の開催の項目で、必要に応じて、ケース検討会議を開催することとしています。
56		相談員の身分保障の充実。専門性を備えた知識と行動・女性に添える常勤相談員の養成の確保を追記してほしい。	P24	2	【反映困難】 現行の売春防止法の規定では、婦人相談員は非常勤となっています。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
57	◆施策の方向 ○婦人相談員等による適切な支援	女性相談所の事案に対する専門家による検証(相談員の助言や対応が適切であったか、二次被害はなかったか、一時保護などが指針に沿って的確な処理がなされたか等)、及びスーパーバイザーによるスーパーバイズが必要と思われる。 ※専門研修会等へ多く参加するとの記載があるが、上記のことはこのことで代わるものではない。	P25	1	【実施段階検討】 マニュアルに基づく援助や専門研修のほか、基本目標VI 重点目標13で職務関係者の資質向上のための取組を位置づけており、アドバイザー派遣事業を活用した専門家による事例検討や検証、保健師・福祉職等専門職によるスーパーバイズを行っており、今後も進めていきます。
58	◆施策の方向 ○警察における支援	「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」は、児童虐待にあたることが明確にされている。このため、配偶者からの暴力に係る相談等に対応した場合で被害者に子どもがいるときには、少年警察部門と緊密な連携を図ります。	P26	1	【修正加筆等意見反映】 「警察における支援」に ・「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」は、児童虐待にあたることが明確にされています。このため、配偶者からの暴力に係る相談等に対応した場合で被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し、保護措置等を行います。 と加筆します。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
59	◆施策の方向 ○地域における相談体制の充実	市町村の…あらゆる機会を通じ働きかけるとともに…してはどうか。 女性相談所は「配偶者等からの暴力(DV)…」を活用します。としてはどうか。	P27	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「市町村の相談窓口の重要性について周知し、設置についてもあらゆる機会を通じ働きかけるとともに、…」に修正しました。 なお、「市町村等相談窓口の充実」の項目なので、マニュアルについては不断の見直しを行い、市町村と共通認識を持って活用することで、地域における相談体制を充実していきます。
60		市町村等相談窓口の充実の中に市町村の基本計画策定に向けての連携を加えてほしい。	P27	1	【記述済み】 市町村の基本計画策定については基本目標Ⅴ、重点目標15の中で取り組むこととしています。
61		市町村で安心・安全に相談できる場所の確保。市町村の窓口は身近である一方で、「知られてしまう」不安から、相談に二の足を踏むことも多い。知られずに安心して相談できる場所を確保するのが先決である。県はその実態を把握することが必要。	P27	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6の中で、女性相談所は、市町村に被害者及び同伴する家族に対する緊急時の安全確保の検討が行われるよう働きかけることとしています。その際には、いただいたご意見にも留意しながら行います。
62		市レベルでも被害を受けている旨の証明書を発行している地域もある。市町村でも証明書の発行をできるようにする。	P27	1	【反映困難】 本計画は県の施策を示した計画であり、いただいたご意見は本計画に盛り込む内容ではないと考えますので、ご理解ください。
63		市町村も児童相談所、医療機関、社会福祉施設、民間支援団体、警察、民生委員・児童委員等関係機関との連携強化が重要。	P27	1	【記述済み】 基本的視点(5)地方公共団体の責務であるという視点の中で、国、県、市町村をはじめ、関係機関、関係団体等が相互に連携し、協働することが必要と記載しています。
64		市町村相談窓口の分かりやすい広報の強化	P27	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標4「相談につながる体制整備」の中で、施策の実施にあたり、市町村と連携しながら、相談窓口について広く周知することとしています。
65	重点目標5 外国人・障害者・高齢者への配慮				
66	◆施策の方向 ○外国人・障害者・高齢者への対応の充実	外国人や障害者の交流の場での周知	P28	1	【実施段階検討】 ご意見を踏まえ、外国人や障害者の方への周知の方法を検討します。
66		多言語による外国人向けのチラシやパンフレットをシェルターや外国人が利用する公共の場所や飲食店、娯楽施設等に配置し、配置施設やお店へも周知や理解を深める。	P28	1	
67		「県のHPIに外国人向けのパンフレットを掲載し」とあるが、県のHPIは使いにくいので、パンフレットにたどり着くまでに多言語で分かりやすくアクセスできるように配慮する。	P28	1	
68		点字によるパンフレットも必要ではないか。	P28	1	
69		外国人に対しては、差別的な対応にならないように宗教的、文化的な価値観が違うことを相談機関がきちんと認識する機会を持つ。	P28	1	【記述済み】 基本的視点の中でも、各施策・取組を実施するにあたっては、国籍等を問わず、被害者の立場に十分配慮することとしています。
70		外国語通訳はボランティアではなく、県が正規職員として雇用し、各市町村にも適宜派遣する。	P28	1	【反映困難】 外国人からの相談・一時保護は非常に少なく、また多言語に対応しなければならないため、正規職員の配置は困難です。必要に応じて、通訳を確保します。
71		多言語にわたる通訳の養成や登録を積極的にすべきである。「確保」という言葉だけでは「確保できる」はずはない。もっと有効な施策に言及してほしい。	P28	1	【反映困難】 配偶者からの暴力防止関係部門で、多言語にわたる通訳の養成等を行うことは、困難であり、非効率です。必要に応じて、通訳を確保します。
72		民間支援団体が通訳を利用した場合の経費を補助する。	P28	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
73		外国人の支援者を増やすための外国語による研修が必要	P28	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
74		民間支援団体及び外国人支援団体、グループとの連携が重要	P28	1	【その他】 施策実施にあたっては、状況に応じて連携を図ることとします。
75		配偶者暴力相談支援センターは高齢者虐待または障害者虐待として通報された場合であっても配偶者等からの暴力にも該当する場合は市町村と連携を図り支援を行います。としてはどうか。	P29	1	【記述済み】 通報に限らず被害者が高齢者虐待または障害者虐待にあたる場合には連携を図ることを想定し、現行の記載としています。
76		警察で認知した障害者虐待事案または高齢者虐待事案の場合には市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、市町村に通報する必要があるが、配偶者からの暴力事案に該当する場合は市町村と配偶者暴力相談支援センターと連携し適切な支援を行います。【警察本部】を加えてはどうか。	P29	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標Ⅳ「警察における支援」の中で記載があるとおり、警察は、配偶者暴力事案を認知した段階で、必要に応じて女性相談所や市町村の福祉担当課と連携し、適切な支援を行っており、当該事案の被害者が例え障害者や高齢者であっても、上記機関との連携の点において何ら変わらないので、左記意見については、反映の必要はないものと考えます。
77		第3次男女共同参画基本計画では各都道府県に1カ所、性暴力相談支援センターの設置が求められています。性的な暴力への認識が低い結果が出ており、潜在的な被害は多数存在するのではないのでしょうか。一刻も早い性暴力相談支援センターの設置に取り組んでほしい。	-	1	【その他】 国の第3次男女共同参画基本計画では、性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画推進センターを都道府県に1カ所設置することが成果目標として記載されているところです。 性暴力については、今後も配偶者暴力相談支援センター等の相談機関で対応していきます。
重点目標6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実					
78	◆施策の方向 ○緊急時における安全の確保	被害者の一時保護が行われるまでの間、福祉施設の活用を考える。	P30	1	【反映困難】 緊急時なので、福祉施設の活用より安全な、警察との連携による保護を図ります。
79		妊婦への対応、恋人などストーカー被害者への対応を明記してほしい。特に、妊婦への施設の体制の充実を図ってほしい。	P30	1	【実施段階検討】 妊婦に対しては、医学的・心理的に特別に配慮し、法律の対象でないストーカー被害者(生活の本拠を共にしていない恋人等)についても、緊急時の安全確保には万全を期します。
80	◆施策の方向 ○一時保護体制の充実	県ではなぜ一時保護が減っているのか？その要因の分析が必要。女性相談所が一時保護を要望した被害者を受け入れていない事例はないのか、ケースの検証が必要ではないか。	P31	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
81		改正により同居関係の被害者やストーカー被害者も一時保護の対象になったので、シェルターを利用できる。シェルター増設のために民間シェルターの活用と資金援助が必要ではないか。	P31	1	【反映困難】 女性相談所での一時保護が困難な場合、必要に応じて民間シェルター等に委託しています。
82		一時保護委託は、民間シェルターだけでなく社会福祉施設への委託も必要と思われる。	P31	1	
83		女性相談所に臨時ではなく、心理療法担当職員の配置が必要である。被害者にカウンセリングを行う場合は、フェミニストカウンセリングの手法を取り入れる。	P31	1	【反映困難】 被害者への医学的・心理的な支援については、必要に応じて関係機関と連携をとり、行います。
84		一時保護について、保護対象を配偶者以外の親、兄弟、同居していない恋人等からの暴力にも拡充し、民間シェルターへの委託対象にする。	P31	1	【反映困難】 法律に基づく一時保護が原則ですが、緊急性のある場合は対応します。民間シェルターへの委託は、法律に基づきDV被害者に限ります。
85		同伴する子ども、さらに妊婦は胎児の成長への適切性を追記してほしい。	P31	1	【記述済み】 同施策の方向の中で、同伴する子どもには適切な対応を行うこととしています。また、妊婦については医学的・心理的に特別に配慮した支援を行います。
86		広域的連携の連携マップを明示してほしい。	P31	1	【反映困難】 個々の事例に即して、適切に広域的連携を図ります。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
重点目標7 保護命令に対する適切な支援と対応					
87	◆施策の方向 ○保護命令制度への対応	保護命令だけではなく、離婚、子どもの親権等に係る法的手続きについても支援する。	P32	1	【記述済み】 基本目標Ⅲ、重点目標8の中で法律相談に関する情報提供等による支援を行うこととしています。
88		子どもの保護命令に対応するためには、学校や保育所、幼稚園によるDV対応マニュアルの徹底と、教職員、保育士への研修を実施し、子どもの安全を確保する体制を作る。	P32	2	【記述済み】 基本目標Ⅲ、重点目標11の中で教育関係者及び保育関係者に対し、研修の場を通じて配偶者からの暴力の特性について周知徹底を図るとともに、保護命令制度の趣旨や概要についても周知を図ることとしています。
基本目標Ⅲ 自立支援の充実					
重点目標8 被害者への総合的な支援					
89	◆施策の方向 ○福祉制度を活用した支援の実施	各種福祉制度の活用で、妊産婦の福祉では具体的にどんな支援を行うか明記してほしい。	P34	1	【記述済み】 妊産婦の方についても個々の状況に応じて支援を行う必要があることから、現行の記載としています。
90	◆施策の方向 ○その他被害者への適切な情報提供・支援	市町村における手続きと記載したところに各種支援措置の実施について記載してほしい。	P35	1	【記述済み】 被害者の自立支援に向け、市町村の各種支援も含め、引き続き連携して対応することとし、現行の記載としています。
91		配偶者暴力相談支援センターによる証明書の発行について関連する支援としての記載が必要ではないか。	P35	1	【記述済み】 証明書の発行を施策とするのではなく、証明書の発行により可能となる生活全般にわたる情報提供・支援等を施策として記載しています。
92		妊婦健診未受診者は胎児への虐待であること、DV被害者の健診が安全に満足に受けられるよう具体的な支援を明記する。	P35	1	【実施段階検討】 施策実施に当たり、ご指摘の事項について留意します。
93		自立のための様々な情報を提供するだけでなく、心身ともに疲弊している被害者が実際に使えるような支援が必要。民間支援団体への支援の依頼も必要。	P35	2	【実施段階検討】 ご意見を踏まえ、施策実施の際に被害者の方の状況に応じた支援を検討していきます。
94		専門家によるカウンセラーが必要な被害者に対して支援を行う。	P35	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6「一時保護体制の充実」の中で、女性相談所では、被害者に対する医学的または心理学的な援助等の支援を行うこととしています。
95		県及び市町村は窓口を一本化し、ワンストップサービスを実現し、被害者の負担軽減を図る。	P35	1	【記述済み】 県においては、配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談から自立支援まで対応しています。 市町村には、重点目標15の中で手続きの一元化について働きかけることとしています。
96		まず、婦人保護施設の機能強化と施設環境整備等に努めます。の記載が必要ではないか。	P35	1	【反映困難】 現在、婦人保護施設は一時保護所と併設されており、ハード面で一部利用の制限があります。ご意見は、今後の参考にします。
97		ステップハウスの拡充策として、民間のステップハウス運営費を助成する。	P35	1	【反映困難】 基本目標Ⅲ、重点目標10の中でステップハウスとしての利用も含めた住宅確保の支援を行うこととしており、民間への助成は困難です。
98		法テラスの弁護士からの二次被害の実態もあるので、紹介するだけでなく、弁護士会へのDV研修の実施やDV被害者支援に関する話し合いの場を持つ。	P35	1	【その他】 職務関係者向けの研修会には、弁護士会や法テラスにも参加を働きかけ、出席をいただいています。
99		自助グループへの支援について具体的に明記してほしい。	P35	1	【記述済み】 同施策の方向の中で、自助グループについては、配偶者暴力相談支援センターにおいてグループの情報提供を行うこととしています。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
100		県は自助グループの開設を促進する。	P35	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
101		被害者が地域で安定した生活を送るためには、最初だけではなく長期的な見守りが必要	P35	1	【記述済み】 同施策の方向の中で、地域における継続的な支援に取り組むこととしています。 ご意見の視点は施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。
重点目標9 就業支援の実施					
102	◆現状と課題	現状と課題に就業の際の保証人問題が課題としてあげられるのではないかと。	P36	1	【記述済み】 必ずしも保証人が不可欠ではなく、公共職業安定所ではDV被害者に対する理解のもと配慮しています。 重点目標9「就業に向けた情報提供・助言」の中で、必要に応じて、関係機関が連携し、「情報提供、助言等を行う」ことに対応しています。
103	◆施策の方向 ○就業に向けた情報提供・助言	就業に当たり、ハローワークや企業に対してもDV及び被害者への理解を求める。	P36	1	【実施段階検討】 ハローワークや企業に対しても啓発パンフレットの送付等により、さらなる理解促進に努めていきます。
104		企業の面接等就業活動への同行も必要。そのための民間支援団体への委託助成を実施する。	P36	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
105	◆施策の方向 ○就業支援機関の活用	教育訓練給付金が受けられるような実効的な情報提供に努める。	P37	1	【記述済み】 同施策の方向の雇用関連サービスの提供の中で、教育訓練給付金についても情報提供を行います。
重点目標10 住宅確保に係る支援の充実					
106	◆施策の方向 ○住宅への入居支援	民間住宅入居時の保証人確保に関する支援	P38	2	【反映困難】 被害者は所持金が少ないケースが多いため、基本目標Ⅲ、重点目標10の中で公営住宅への入居を優先して支援しています。
重点目標11 子どもに対する支援の実施					
107	◆施策の方向 ○子どもへの支援の実施	被害者はすぐに普通に働くことは難しいので、子どもの保育所入所を弾力的に運用する。	P39	1	【実施段階検討】 保育所の入所については、市町村が実施主体なので、必要に応じて市町村と連携し、情報提供を行います。
108		DVを目にした子どもはすぐに学校に行くことができないことも多いので、家庭教師や学習ボランティアの派遣等により、学習の機会を確保する。また、民間の学習ボランティアを募集し、活用する。	P39	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標6「一時保護体制の充実」の中で、関係機関と連携を図る中で、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えることとしています。
109		一時保護期間中の学習支援も必要	P39	1	
110	◆施策の方向 ○子どもが安心して生活できる環境整備	関係者への周知徹底の中で、子どもへの保護命令による接近禁止命令を発令する…とてはどうか。	P40	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「保護命令による接近禁止命令」と修正しました。
111		子ども自身が親から距離を置いて、悩みや困っていることを安心して相談できる体制が必要	P40	1	【記述済み】 基本目標Ⅰ、重点目標2「早期発見に向けた体制づくり」及び基本目標Ⅲ、重点目標11「子どもへの支援の実施」に記載のあるとおり、校内の相談体制を確立し、配偶者からの暴力により被害を受けた生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境を整えます。
基本目標Ⅳ 職務関係者による適切な配慮					
重点目標12 被害者への配慮					
112	◆施策の方向 ○被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底	実際に二次被害、あるいは不適切な対応があったとしても、それが表に出ないことも多いので、第三者が検証する仕組みを作り再発防止に努める。	P41	1	【その他】 苦情は各機関で責任を持って受け、適切かつ迅速に対応しますので、ご理解ください。 また、県民生活センター内で行政相談員が行政に関する苦情に対応しています。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
113		すべての意思決定権は被害者にあることを認識し、支援者の価値観を押しつけないよう最大限留意します。	P41	1	【その他】 施策実施にあたり、留意します。
114		「情報漏洩が生命の危険に及ぶことを周知し」を入れてほしい。	P41	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「…閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあることから、適切に実施され…」と修正しました。
重点目標13 職務関係者の資質向上のための取組の実施					
115	◆施策の方向 ○職務関係者の資質向上	配偶者暴力相談支援センターの職員を先進県、先進的な民間支援団体への研修に派遣する。	P42	1	【実施段階検討】 配偶者暴力相談支援センターの職員が、問題解決にあたり的確に対応できるよう、ご意見も踏まえながら専門研修への派遣を行っていきます。
116		組織的対応の推進では、組織内を常に民主的に保ち、相談員相互が互いに知識、経験を共有しつつ、よりよい支援を目指します。	P42	1	【その他】 施策実施にあたり、留意します。
基本目標V 施策推進のための連携体制の強化					
重点目標14 関係機関との連携強化					
117	◆施策の方向 ○関係機関連絡協議会等の開催	関係機関連絡協議会の開催回数を増やし、有機的、実効的な連携ができるようにする。 年々増えているいくつもの要因を抱える困難なケースについて、実効的な連携ができるように具体策を実施する。 また、協議会には法関係者も実態的に参加してもらう。	P43	1	【実施段階検討】 ご意見の趣旨を踏まえ、関係機関連絡協議会の内容、構成員等について検討していきます。
118		実務者会議には民間支援団体も記載すべきである。	P43	1	【記述済み】 民間団体については、「市町村等関係機関」に含みます。
119	◆施策の方向 ○被害者支援のためのネットワークの強化	有効な連携が現在できているかを検証し、支援センターと市町村の役割分担に終わらせず、支援センターが被害者の自立まで見極めるような連携体制を確立する必要がある。	P44	1	【その他】 本計画は、国の法律及び基本方針に沿って策定していますが、国の基本方針の中でも、被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県と市町村の役割分担について記載がされています。 そのため、基本方針を踏まえ、被害者の自立に向けた支援を市町村と連携して行っています。
重点目標15 市町村における支援体制の強化					
120	◆施策の方向 ○市町村への支援の推進	市町村相談窓口専門性を有する相談員を配置する。 また、市町村に女性相談所や市町村の相談窓口につなぐ役割の相談支援員のような人材を養成する。	P45	1	【反映困難】 市町村の人員配置に係る事項ですので、県としては引き続き研修の実施等により市町村への支援を行います。
121		市町村の「配偶者暴力相談支援センター」化についての課題は、専門性を有する相談員の育成・確保と運営費の補助である。県はそのための支援をする。	P45	1	【反映困難】 市町村への運営費の補助は困難ですが、県として研修会等により相談員の育成を支援していきます。
122		「研修の機会を提供」とあるが、実際に多忙な市町村職員、及び相談担当者出席率はどのぐらいなのか？研修に参加できる体制への支援が求められる。	P45	1	【その他】 県で実施している職務関係者研修会には、毎年多くの市町村から参加をいただいております。出席率は全市町村の2/3以上を占めます。 今後も市町村職員の出席しやすい時期、時間等を踏まえ、研修を行うとともに、欠席の市町村へは資料等を送付するなど配慮していきます。
123		相談員の身分保障の確立。専門職の雇用。異動のある一般職員の研修の義務づけ	P45	1	【反映困難】 市町村の人員配置に係る事項ですので、県としては引き続き研修の実施等により市町村への支援を行います。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
124		市町村の相談への丁寧な助言・支援	P45	1	【記述済み】 基本目標Ⅱ、重点目標4の配偶者暴力相談支援センターの機能強化の中で、配偶者暴力相談支援センターは、市町村等からの相談への対応など引き続き広域的・専門的な支援を行うこととしています。
125		生活再建までのワンストップ化強化のために県が中心的に支援する。	P45	1	【記述済み】 基本目標Ⅴ、重点目標15「窓口における円滑な手続きの推進」の中で、市町村内における手続きの一元化等について会議、研修等を通して働きかけを行うこととしています。
126		町村の相談支援センター化に関して、県がどのように支援・尽力したかが不明	P45	1	【その他】 県では市町村の配偶者暴力相談支援センター設置に向けて、これまで会議等を通じて情報提供や働きかけを行ってきました。今後も重点目標15に市町村への支援の推進として、配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進を位置づけ、施策を行うこととしています。
127		様々な要因(DV、貧困、精神的障害、依存症等)が絡まる困難なケースに関する県と市町村との協同作業を強化する。	P45	1	【実施段階検討】 施策実施にあたり、留意します。
128		地域の警察、医療機関、児童相談所、民間団体との関係機関連絡協議会の開催及び圏域におけるケースワーク会議を実施する。	P45	1	【その他】 ご指摘のあった構成機関も含め、現在関係機関連絡協議会及び実務者会議等により、情報共有やケース検討を行っているところです。今後もご意見の趣旨を踏まえながら、市町村が実践的な取組を行えるよう支援を行ってまいります。
重点目標16 民間団体等との連携と協働					
129	◆施策の方向 ○民間団体等との連携の促進	女性相談所は、民間支援団体と充分に連携し、被害当事者の声を共有し支援する。	P46	1	【記述済み】 基本目標Ⅴ、重点目標16に位置づけ、施策を行うこととしています。
130		山梨でシェルターを運営している民間団体はいまだに一つしかない。シェルターを増やすような財政的支援が必要である。さらに既存の民間支援団体のシェルター維持のための資金助成も必要である。	P46	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
131		多様できめ細かな支援を行っている民間支援団体はほとんどがボランティアであり、活動を継続していくためには安定した経済基盤が不可欠なことから、県は財政的支援をする。 民間団体によるサポートグループ及びDV被害当事者や同伴子どもの居場所づくりへの支援、経済的助成。	P46	2	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。
132		研修、同行支援、学習支援、生活支援などを積極的に民間支援団体へ業務委託する。	P46	1	【実施段階検討】 施策の実施にあたり、業務委託の形態に限らず民間団体との連携のあり方について検討してまいります。
133		DV防止に関する国や関係機関からの情報等を民間団体に適時・適切に提供する。	P46	1	【その他】 国や関係機関からの情報等については、今後も適切に情報提供を行ってまいります。
134		基本計画やDV対策が有効に実行されているかの意見交換のためにも、民間支援団体との定期的な会合の場を持つ必要がある。	P46	1	【記述済み】 民間団体も含めた関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を行ってまいります。
135	◆施策の方向 ○民間団体等と連携した人材の育成	民間支援団体の周知 被害者への支援は5年、10年と長期に続く場合が多いが、行政の支援では賄いきれない部分がある。今後、この部分を担っていけるよう民間支援団体の育成が必要。	P47	1	【記述済み】 重点目標16に記載のあるとおり、研修会や会議等への参加、関係機関によるケース検討会により、民間団体の育成にも取り組んでまいります。
136		配偶者暴力相談支援センターは支援ボランティア養成にも取り組む必要がある。	P47	1	【反映困難】 ご意見は、今後の参考とさせていただきます。

No	箇所	意見の内容	該当頁	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
重点目標17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備					
137	◆施策の方向 ○苦情の適切かつ迅速な処理	苦情処理機関の周知が不足している。 地域の男女共同参画推進員等の活用により、広く周知することが必要	P48	1	【実施段階検討】 いただいたご意見の趣旨も踏まえながら、苦情処理機関の周知について検討していきます。
138		一時保護利用中は、「お世話になっている」意識から苦情を申し立てにくいので、第三者的な申立機関が必要である。 各機関の対応に不服がある場合は、第三者機関に申し立てができるように苦情処理・解決体制を整備するように努める。	P48	1	【その他】 婦人保護施設に対する苦情については、第三者委員会を設置し対応しており、「それぞれの機関における苦情処理制度に則して、適切かつ迅速な処理」を行っています。
139		苦情処理委員会の透明性を確保する。関係機関に出された苦情内容及び対応結果を知ることができない。「県民の声」として公表している自治体もある。個人情報を取り除いた上で、再発防止の意味でも公表するべきである。	P48	1	【その他】 苦情は各機関で責任を持って受け、適切かつ迅速に対応しています。 また、県民生活センター内で行政相談員が行政に関する苦情に対応しています。
140		民間支援団体への苦情処理体制についても検討する必要がある。	P48	1	【その他】 民間団体で体制整備の希望があれば、県として情報提供を行います。
重点目標18 調査研究の推進					
141	◆施策の方向 ○被害者保護に関する調査	被害者の子どもについての被害の実態や精神的ダメージ等の調査・分析	P49	1	【記述済み】 基本目標V、重点目標18に位置づけ、施策を行うこととしています。
142		外国人、障害者、マイノリティのDVIに関する実態調査	P49	1	【実施段階検討】 施策の実施に当たっては、ご指摘の事項も参考にしながら、調査研究を進めていきます。
第5章 計画の推進					
2 数値目標					
143	第5章 計画の推進 2 数値目標	相談窓口の周知度が目標値70%です。なぜ、100%を目標値にしないのですか？どこにも相談しなかった被害者が多数存在します。	P50	1	【その他】 この数値目標は、第3次男女共同参画基本計画にも位置づけられているものです。本計画では、男女共同参画計画と整合性を図っていくこととしていることから、目標を70%としています。
144		数値目標の項目に婦人相談員の配置市町村数 現状値と目標値をぜひ設定していただきたい。	P50	1	【反映困難】 婦人相談員は、売春防止法に基づき、都道府県または市が任命するもので、町村においては設置できず、配置市町村数が市町村の相談体制の状況を反映していないため、数値目標としません。
3 計画の進行管理					
145	3 計画の進行管理	内容を「県ホームページ等を通じて」公表します。	P50	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見を踏まえ、記載を「毎年県ホームページ等を通じて公表します。」に修正しました。
資料					
146	資料 相談窓口等一覧	民間支援団体の名称、受付時間、電話番号を記載してほしい。	P84	1	【実施段階検討】 県内の民間団体の状況を把握しながら、今後検討していきます。